

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年3月まで
私の母は、私が20歳（昭和47年*月）を過ぎてから私の国民年金の加入手続きを行い、私が52年4月に短期大学に入学するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年10月から52年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、同年1月頃に払い出されたと推認でき、同時点で49年10月から51年3月までの国民年金保険料は過年度納付が、同年4月から52年3月までの保険料は現年度納付がそれぞれ可能である。

また、申立人が居住していた区は、「昭和52年1月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行った者に対して、51年度1期から4期までの納付書を交付していた。」及び「窓口の担当職員は、保険料の納付は2年が時効であることを承知していたので、加入手続きを行った者に対し過年度納付書を発行するかどうかを確認し、希望する場合は手書きの過年度納付書を交付していたと思う。」と説明している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足当初に国民年金に任意加入し、昭和36年4月から60歳に到達するまでの保険料を完納していることから、年金制度を理解し、納付意識が高かったと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和47年5月から49年9月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点（52年1月頃）で、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、母親が申立人の20歳（昭和47年*月）過ぎに国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、オンラインシステムによる調査の結果、当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、当該期間の納付状況は不明である。

このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年12月までの期間及び56年1月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年10月から52年3月まで
② 昭和55年4月から58年3月まで

私は、国民年金保険料を納付したかどうかよく覚えていないが、当時経理を依頼していた税理士が作成した確定申告書に保険料の記載があるので納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和49年から52年までの確定申告書（控）を提出し、それぞれに記載されている国民年金の支払保険料額は自分の納付額であると説明しているところ、49年の支払保険料額は、当該期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と一致していることから、申立人が保険料を納付したものと認められる。

しかし、申立期間①のうち昭和48年については確定申告書の提出が無く、52年4月から同年12月までの期間は保険料の免除申請を行っている上、50年から52年までの確定申告書（控）に記載されている国民年金の支払保険料額は49年と同額が記載されており、当該期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額とは一致しない。

また、申立人が確定申告書の作成を任せていた税理士から当時の事情を聴取することができない上、申立人の当時の記憶は明確ではなく、金額の内訳は不明である。

2 申立期間②については、申立人は昭和55年から57年までの確定申告書（控）を提出し、それぞれに記載されている国民年金の支払保険料額は自分の納付額であると説明しているところ、56年及び57年の支払保険料額は、当該期間の国民

年金保険料を納付した場合の保険料額と一致していることから、申立人が保険料を納付したものと認められる。

しかし、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 12 月までの期間はいずれも免除申請期間となっているが、それぞれ 1 年分の保険料合計額を記載しているところ、申立人が確定申告書の作成を任せていた税理士から当時の事情を聴取することができない上、申立人の当時の記憶は明確ではなく、金額の内訳は不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 56 年 1 月から 57 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 56 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 6 月 10 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、56 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 6 月 10 日）より後の平成 9 年 6 月 24 日付けで、8 年 5 月に遡って 24 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、他の複数の取締役等は、申立人は工務担当であり、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 56 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 56 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 50 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、平成 18 年 8 月から 20 年 3 月までは 56 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A 社から提出された平成 18 年、19 年及び 20 年に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額、平成 18 年 8 月から 20 年 3 月までは 56 万円、同年 4 月から同年 8 月まで

は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年10月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から14年11月30日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年10月までは62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日（以下「全喪日」という。）より後の15年1月10日付けで、遡及して減額訂正された結果、11年10月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から14年10月までは9万8,000円とされていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において、申立人のほかに11人の標準報酬月額について、申立人と同様に、同社の全喪日より後に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社から提出された滞納処分票及び債権差押調書（謄本）の写しにより、同社は申立期間当時に社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、平成11年9月18日に同社の取締役就任し、15年7月16日に辞任していることが確認できる。申立期間当時に同社管理部において社会保険手続を担当していた元従業員は、「申立人は、同社において海外事業部を担当していたが、申立人の前任である債権者への対応を任されていた元管理部担当取締役が退職したことから、申立人は海外事業部と管理部を兼務し、債権者への対応を任されることとなった。申立人は、専ら債権者への対応に従事し

ており、標準報酬月額減額訂正について独自に判断する権限は無く、社会保険に係る重要事項については代表取締役の決裁を受けていた。」と回答している上、同社の代表取締役も、申立人には当該減額訂正について独自に判断する権限は無かったと供述していることから、申立人は当該減額訂正及び社会保険手続について権限を有していなかったものと推認できる。また、当該代表取締役は、申立期間当時に社会保険事務所を訪問した際、保険料の免除に係る何らかの書類に押印したと供述しており、当該標準報酬月額の減額訂正処理についての最終判断は当該代表取締役が行ったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成15年1月10日付けで行われた申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理は事実上即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、11年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年10月までは62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 6 月 10 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 6 月 10 日）より後の平成 9 年 6 月 24 日付けで、8 年 5 月に遡って 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、他の複数の取締役等は、申立人は工務担当であり、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から7年3月17日までの期間及び同年8月1日から同年12月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円、同年8月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年12月1日から8年6月25日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から7年3月17日まで
② 平成7年8月1日から8年6月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額について、減額された記憶は無く、申立期間②について、9万2,000円の標準報酬等級は考えられないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていたところ、7年1月31日付けで、遡って5年1月から6年10月までは8万円、同年11月及び同年12月は9万2,000円に減額訂正されている上、同日付けで申立人と同様に減額訂正されている従業員は、事業主及び申立人を含め3人いることが確認できる。

このことについて、元事業主は、申立期間①当時に保険料の滞納があり、滞納を解消するために遡って減額訂正に係る手続を行った旨供述している。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は当該期間に取締役であることが確認できるが、元事業主及び取締役であった同僚は、申立人は営業的な仕事を含め、工事の受注から現場管理までの業務を行っており、社会保険の届出事務に権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の見直し処理に参与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の見直し処理は事実上即したものと認められ、社会保険事務所において、当該見直し処理を遡って行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から7年2月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円に見直しすることが必要である。

- 2 申立期間②のうち、平成7年8月から同年11月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年3月21日）の後の9年3月24日付けで、遡って7年8月の随時改定が取り消され、同年8月及び同年9月は9万8,000円、同年10月及び同年11月は9万2,000円に見直しされていることが確認できる上、同日付けで申立人と同様に見直しされている従業員は、事業主及び申立人を含め5人いることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は、当該期間に取締役であることが確認できるが、事業主は、申立人は営業的な仕事を含め、工事の受注から現場管理までの業務を行っており、社会保険の届出事務に権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の見直し処理に参与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、上記標準報酬月額の見直し処理を遡って行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に見直しが必要である。

- 3 申立期間②のうち、平成7年12月から8年5月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、7年12月の随時改定により9万2,000円と記録されているが、当該処理について、社会保険事務所における不合理な事実は認められない。

また、事業主から提出された申立人に関する「平成8年分の所得税の確定申告書」に記載されている社会保険料控除額と、平成7年12月の随時改定の直前の標準報酬月額32万円に基づき算出した8年1月から同年5月までの社会保険料額を含む同年の年間社会保険料の試算額を比較したところ、金額が一致していることが確認できる。

さらに、平成7年12月の随時改定が8年6月に行われていることを踏まえて判断すると、7年12月以降についても、事業主は、標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料を申立人から控除していたことが推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成7年12月から8年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記確定申告書に記載されている社会保険料控除額から判断して、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月30日から同年5月1日まで

A社C駐在として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にB社の組織改正があったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録（異動歴情報）から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和35年5月1日にA社からB社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと思われるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和35年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月16日から同年4月1日まで

A社B製作所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社同製作所から同社D製作所への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社から提出された人事記録によると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社B製作所から同社D製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低くなっている。申立期間の前後で給与額は変わらなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における標準報酬月額について、当初、平成 7 年 9 月から 8 年 7 月までは 44 万円と記録されていたところ、同年 8 月 7 日付けで、同年 4 月に遡って 20 万円に減額訂正されている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 10 月 31 日（以下「全喪日」という。）より後の同年 11 月 1 日付けで、申立期間について遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成 8 年 8 月 7 日付けで、同年 4 月に遡って標準報酬月額が約半額に減額訂正されている者は 22 人（申立人を含む。）いることが確認できる上、申立人と同日（平成 8 年 10 月 31 日）に被保険者資格を喪失している 21 人（申立人を含む。）のうち 19 人が、申立人と同様に、全喪日より後の同年 11 月 1 日付けで、7 年 9 月に遡って標準報酬月額を 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の代表取締役は、「申立期間当時、経営不振で給料の遅配もあり資金繰りに苦労していた。社会保険事務所の人に来て経理担当者と話をしていたので自分は分からないが、多分社会保険料の滞納があったのではないかと思われる。」旨回答していることから、同社は、社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低くなっている。申立期間の前後で給与額は変わらなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成7年9月から8年7月までは 34 万円と記録されていたところ、同年8月7日付けで、同年4月に遡って 15 万円に減額訂正されている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月31日（以下「全喪日」という。）より後の同年11月1日付けで、申立期間について遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成8年8月7日付けで、同年4月に遡って標準報酬月額が約半額に減額訂正されている者は 22 人（申立人を含む。）いることが確認できる上、申立人と同日（平成8年10月31日）に被保険者資格を喪失している 21 人（申立人を含む。）のうち 19 人が、申立人と同様に、全喪日より後の同年11月1日付けで、7年9月に遡って標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役は、「申立期間当時、経営不振で給料の遅配もあり資金繰りに苦労していた。社会保険事務所の人に来て経理担当者と話をしていたので自分は分からないが、多分社会保険料の滞納があったのではないかと思われる。」旨回答していることから、同社は、社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月8日から同年4月12日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月12日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和43年1月8日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月8日から同年4月12日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における申立期間の給与明細書、B社から提出された申立人に係る人事発令記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月12日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和43年1月8日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月24日

A事務所（現在は、B事務所）に勤務していた申立期間における賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額から、3万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記賞与明細書において申立人に係る賞与支給額及び保険料控除額が確認できるところ、全ての従業員について、オンライン記録に申立期間の標準賞与額に係る記録が無いことから、事業主は、当該賞与明細書において確認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 50 年7月1日、資格喪失日は54年6月21日であると認められることから、申立期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年7月から 51 年9月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 53 年9月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月から 54 年5月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年7月1日から 54 年6月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に「B」の氏名で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に「B」の氏名で勤務していたと述べているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、「B」の氏名で、昭和 50 年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、54年6月21日に資格を喪失した記録が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合であり、また、当該記録の生年月日は申立人と一致している。

一方、申立期間当時にA社において、厚生年金保険の被保険者となっている同僚2名に照会したところ、1名は「自分が申立人を面接した。そのときに「B」という名前を使用していると言っていたのを覚えている。」と述べており、また、1名は「申立人と一緒に海外旅行に行ったことがある。そのときにパスポートを見せてもらったので、申立人と「B」が同一人物なのは間違いない。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿における「B」の記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録であると判断できることから、申立人のA社における資格取得日は昭和 50 年7月1日、資格喪失日は 54 年6月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における未統合の記録から、昭和 50 年7月から 51 年9月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 53 年9月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月から 54 年5月までは 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から50年12月まで
私は、会社を退職後の昭和47年4月頃に当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により郵便局で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和53年2月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和47年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点（昭和53年2月頃）で納付が可能な申立期間直後の51年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人はこのことを記憶していない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13513 (事案 3687 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 55 年 12 月まで
結婚してからの国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を納付してきた。今回、夫が未納となっている期間の申立てを行うので、前回認められなかった期間について申立てを行う。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいては、i) 昭和 56 年 1 月から 58 年 12 月までの期間は、所得税源泉徴収簿 (控) の「社会保険料控除」欄に社会保険料の納付額が記載されており、その金額は、当該期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額と一致していること、ii) 47 年 4 月から 55 年 12 月までの期間は、申立人は、当該期間の保険料の納付等に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付方法等の記憶が明確ではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、56 年 1 月から 58 年 12 月までの期間について、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要であるとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにおいて納付記録の訂正が必要でないとされた期間について再申立てを行っているが、新たな資料の提出等はなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年2月までの期間、10年7月、同年8月及び同年12月から12年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年2月まで
② 平成10年7月及び同年8月
③ 平成10年12月から12年7月まで

私は、具体的なことは覚えていないが、年金手帳に国民年金の被保険者となった日が記載されているとおり、20歳になった平成3年*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと思う。また、8年10月に会社を退職して1、2か月後に再就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、国民年金に再加入し、毎月又は数か月分をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から平成8年12月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、当該申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、平成3年*月に国民年金の加入手続を行ったと思うと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、当該申立期間直前の平成10年4月から同年6月までの保険料は同年8月に、当該申立期間直後の同年9月から11月までの保険料はそれぞれ納付期限月に納付していることが確認できるが、当該申立期間の保険料は未納となっている。

また、当該申立期間は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電

算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月からは基礎年金番号制度が導入されており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

- 3 申立期間③については、申立人が当時居住していた市の独自オンラインシステムにより、申立人は平成10年12月1日に転入を理由として国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該申立期間は未納の記録となっており、同一市において、20か月にわたって、納付記録を誤って事務処理していたとは考え難い。

また、オンライン記録により、当該申立期間直前の平成10年9月から同年11月までの保険料はそれぞれの納付期限月に納付されていることが確認できるが、当該申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、当該申立期間は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月からは基礎年金番号制度が導入されており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

- 4 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月24日から平成2年8月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には代表取締役として申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の所在地を管轄する公共職業安定所から提出された同社に係る「事業所台帳全記録照会」及び申立人から提出された「金銭出納帳の写し」により、同社において、申立期間も継続して事業が行われていたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社は、昭和63年9月24日に適用事業所でなくなっている（以下「全喪」という。）ことが確認できるものの、申立人は、同社が全喪したことは認識しておらず、全喪した日以降も社会保険料を数回納付したとしている。

しかし、申立人は、前述の「金銭出納帳」のほかに資料を保有しておらず、申立期間に係る役員報酬からの厚生年金保険料の控除について不明としていることから、当該保険料控除を確認又は推認することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、全喪した日に自身の健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、申立人の住所地を管轄する区役所から提出された国民健康保険の加入記録により、申立人は、全喪した日と同日に同区において国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人がA社の代表取締役として、申立期間当時に同社の全喪について認識していなかったとは考え難い。

さらに、A社の商業・法人登記簿謄本において確認できる取締役及び監査役は申立人を除き5人であるが、一人は既に死亡しており、ほかの4人についても申立期間の同社の経営及び業務に関与しておらず、同社を担当していた社会保険労務士も既に死亡していることから、申立期間当時の同社における社会保険手続について確認することができ

ない。

なお、申立人から提出された「金銭出納帳の写し」によると、A社は、昭和62年12月分までは遅れながらも社会保険料を納付していたことがうかがえる記帳が認められるものの、63年1月から同年8月までの社会保険料については、納付したことがうかがえる記帳が認められず、同社は当該期間に係る社会保険料を滞納していたものと考えられることから、申立人が同社の全喪した日後も数回納付したとする社会保険料は、当該滞納保険料であったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 14 日から同年 4 月 7 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、これまで4回申し立てたが認められなかった。

しかし、元厚生労働大臣は、勤務していた会社の名前、住所等何でもいから提出すれば、必ず調査して証拠が出れば救済しますと発言していた。会社もあり、勤務もしていたのに厚生年金保険料の控除が確認できないので訂正しないと、第三者委員会の人たちは何を考えているのか、目的は何なのか分からない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出のあった日記から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社の事業主及び工場長は既に死亡しており、厚生年金保険料の控除が確認できないこと、ii) 申立人から提出された手紙の封筒からは、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできないこと、iii) 申立人がB社から一緒に転勤したと記憶していた同僚の名字と同一の名字の従業員2名及び申立期間当時、申立人が世話になったとする者からは、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付け及び23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、3回目及び4回目の申立てに当たり、申立人は、「勤務していたことは事実であり、判断に納得できない。元厚生労働大臣は、働いていれば厚生年金保険の記録訂正を認める旨を述べているが、第三者委員会は、元厚生労働大臣の言うことを聞かずに審議しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主

張しているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 28 日付け及び 24 年 5 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「元厚生労働大臣は、勤務していた会社の名前、住所等何でもいから提出すれば、必ず調査して証拠が出れば救済しますと発言した。会社もあり、勤務もしていたのに厚生年金保険料の控除が確認できないので訂正しないとは、第三者委員会の人たちは何を考えているのか、目的は何なのか分からない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月頃から 63 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは確かであり、当時の職場の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録によると、申立人から提出された写真により申立人が同僚であったとする4人のうち3人は、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認でき、そのうち一人及び同社の別の従業員は、申立人を記憶していると供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の複数の従業員は、「申立期間当時、従業員の希望により社会保険に加入させていた。」旨供述している。

さらに、申立人及びA社の複数の従業員は、申立期間当時、同社にはおおむね100人前後の従業員が勤務していたと供述しているところ、同社に係るオンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となっている者は最多でも42人であることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から40年1月7日まで

A事務所に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、同委員会から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できないことから、記録を訂正できないとの通知を受けた。

しかし、申立期間当時は、Bと名乗っており、昭和45年頃に初めて社会保険事務所(当時)に本名であるCの名前を知らせたので、A事務所の被保険者名簿にCという名前が記載されていることは、当該被保険者名簿が正規原本ではなく、改ざんされたものである証拠である。

また、今回、A事務所の新たな顧問先の電話番号を思い出したので再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事務所は既に解散し、事業主も死亡しているため、当該事務所及び事業主に厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について確認できず、申立期間当時の被保険者4人のうち、申立人を含む3人が同時期に被保険者資格を喪失していること、及び申立人が健康保険証を使用したとする医療機関では、健康保険証の使用について確認できないこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、二女の出産時の病院名及びA事務所の顧問先の電話番号を思い出したので再調査してほしいと再度申立てを行ったが、当該病院からは、申立期間の健康保険証の使用状況について確認することができず、A事務所の顧問先か

ら申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができないことから、平成22年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時は、Bと名乗っており、昭和45年頃に初めて社会保険事務所に本名であるCの名前を知らせたので、A事務所の被保険者名簿にCという名前が記載されていることは、当該被保険者名簿が正規原本ではなく、改ざんされたものである証拠である。また、今回、同事務所の新たな顧問先の電話番号を思い出したので、再度調査してほしい。」と主張している。

このため、当委員会は、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、記載内容に不合理な訂正処理が行われた形跡は見当たらず、申立人が主張する当該被保険者名簿の改ざんの事実は認められない。

また、申立人が事業主となり昭和40年1月7日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているD事務所に係る事業所別被保険者名簿によると、事業主名は本名のCと記載されていることから、申立人は、45年以前においても、本名を使用していたことがうかがえる。

さらに、申立人の主張する新たな顧問先は、「申立人は、A事務所でBとして勤務していたが、申立人が同事務所で厚生年金保険に加入していたか否かについては不明である。」旨供述していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23821 (事案 11440 及び 22113 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 12 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、遡及して減額訂正されているので、平成 22 年と 23 年に記録の回復を第三者委員会に申し立てたが、遡及減額訂正処理に自分が関与していたことがうかがえる等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料として、社会保険事務所(当時)から送付されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出するが、この通知書は、記載されている従業員数からみて偽造されたものであり、その証拠として、社会保険庁(当時)からその当時、別途当社に届いた従業員宛ての基礎年金番号のお知らせと記載のある封筒の写しを提出する。また、前々回及び前回通知文で、厚生年金保険からの脱退手続きに自分が関与していたかのように書かれていたが、手続きは自身の意思でなく、社会保険労務士が勝手に行っており、自分は関与していない。

このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る過去 2 回の申立てについては、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、遡って減額訂正処理されていることがオンライン記録から確認できるが、i) 申立人は、申立期間及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の代表取締役であること、ii) 同社に係る滞納処分票において、申立人は、標準報酬月額を遡って減額訂正する手続きに関与していたことがうかがえることなどの理由から、平成 22 年 8 月 25 日付け及び 23 年 12 月 7 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、過去 2 回の審議結果に納得できないとし、新たな資料として、自身が保有する平成 8 年 12 月 19 日付けで社会保険事務所が確認した旨の印が確認できるA

社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出し、「同通知書は、自分が作成・提出したのではなく、当社顧問の社会保険労務士と社会保険事務所が勝手に作成したものである上、当該資格喪失確認通知書には、当時在籍した従業員3人のうち二人しか記載されていないことから明らかなように、偽造されたものである。このことは、今回提出した平成9年1月に社会保険庁から当社に郵送された『基礎年金番号のお知らせ』が同封されている従業員宛ての封筒が3人分あることから分かるはずである。仮に、自分が手続を行えば、3人とも記載されているはずである。」と主張している。

しかしながら、A社に係る滞納処分票には、平成8年12月19日の欄に、社長と面談を行い、同社の全喪（被保険者全員の資格喪失）に係る届出について、従業員一人の健康保険証の返納が無いため、当該従業員一人の被保険者資格喪失処理ができず、当該従業員一人を除く、被保険者資格喪失届を受理した旨の記載があることから、申立人から提出のあった同日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、従業員3人のうち二人しか記載されていないのは、当然である。そして、当該滞納処分票には、同年12月27日の欄に、社長から、上記従業員一人は、解雇のため、健康保険証の回収ができないとの連絡があったことから、同日に、当該健康保険証の回収不能処理をして、当該従業員に係る被保険者資格の喪失届を受理し、全員が資格喪失することとなったので、全喪処理した旨の記載があることから、同年12月19日に被保険者資格の喪失処理ができなかった従業員については、同年12月27日に資格喪失の処理が行われたものと認められる。

このため、申立人の当該資格喪失確認通知書が偽造されたものであるとの主張は当たらない。

また、申立人は、「当該滞納処分票に記載されている『社長』は、自分ではなく、社会保険労務士を指しており、また、当社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出や標準報酬月額を変更する届出は、自分が行ったものではなく、社会保険労務士が勝手に行ったもので、自分は関与していなかった。」と主張しているが、上記滞納処分票に記載されている「社長」については、社会保険事務所が、社会保険労務士を社長と認識したり、滞納処分票に社長と書き間違えたりすることは考え難い上、申立人は、今回の申立てに係る提出資料の中で、「これ以上は無理だからと数か月逆上つての脱退処理を申請しただけ」と記載しており、自らが脱退の申請手続を行ったことを認めており、また、そもそも会社の業務として行った行為の責任は代表取締役にあることから、当該手続は、社会保険労務士が勝手に行ったので自分は関与していないという主張は認められない。

このため、本件申立てについては、当委員会の過去2回の決定を変更すべき新たな資料及び事情は認められないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の直前まで勤務していたB社が倒産したため、同じ建物内にあった関連会社のA社に勤務することとなった。申立期間も給料は継続して支給されており、厚生年金保険料も事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に営業職として勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 46 年 10 月 1 日であり、それ以前の申立期間当時は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社は、昭和 49 年 12 月 * 日に解散しており、また、事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。そこで、申立人と同様に、昭和 46 年 7 月 30 日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に、関連会社であるA社において被保険者資格を取得していることが確認できる 5 人の従業員のうち、住所が判明した 3 人に照会したところ、一人から回答を得られたが、「昔のことで、申立人の勤務及び申立期間当時の同社における社会保険の取扱いや給料からの厚生年金保険料の控除については、覚えていない。」としている。

さらに、上記 5 人の従業員のうちの一人については、当委員会の文書照会に対して回答が得られないものの、オンライン記録では、申立期間において、国民年金に加入し、その保険料を申請により全額免除されている記録が確認でき、同人が厚生年金保険に加

入していないことを自覚していたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23825 (事案 23355 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 11 月 25 日から 54 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨、第三者委員会に申し立てたところ、申立期間の厚生年金保険料控除が確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、保険料控除もされていたはずなので、判断に納得できない。当時の事業主の意見書を提出するので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、A社は当時の人事記録等の資料を保管しておらず、元経理担当者も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない上、同社は、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえることから、また、申立期間②に係る申立てについて、B社の事業主及び複数の従業員証言により申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できるものの、当時の人事記録等の資料は無く、当時の経理担当者も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が遡って訂正される等の不自然な記載は見当たらないことから、平成 24 年 6 月 20 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 これに対し、申立人は、再申立てに当たり、新たな資料として、「A社、B社申立ての通り厚生年金の保険料を給与から控除していました。前職の経験を評価し、即正社員として採用しました。」と記載されている事業主自筆の意見書を提出している。

このため、改めて上記事業主から事情を聴いたところ、「保険料控除を確認できる資料は無いが、申立人は申立期間に勤務していた。」旨の回答があり、申立人の申立期間における保険料控除について確認できなかった。

以上のことから、上記意見書は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 40 年 8 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同店の厨房で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で勤務したとする複数の元従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は法人事業所であるが、飲食業の業種であることが確認できる上、申立人は同社において厨房で勤務していた旨述べていることから、同社は当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、上記の複数の元従業員についても、A社に勤務していたとする期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、「同社は厚生年金保険には加入しておらず、給料から厚生年金保険料を控除されることはなかった。」と述べている。

さらに、A社の事業主の兄弟で昭和 50 年まで従業員だった二人の弟についても、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が勤務していた店舗は現存しているが、運営は別会社になっており、A社の事業主は連絡先が不明なため、同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。